

第 1147 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 開催日 平成 27 年 4 月 27 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 33 号 高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 34 号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 35 号 高知市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 36 号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について

日程第 6 市教委第 37 号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱について

日程第 7 市教委第 38 号 平成 28 年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採
択協議会への諮問について

日程第 8 市教委第 39 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要
のある職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

日程第 9 市教委第 40 号 高知商業高等学校定時制教員に係る措置について

4 報告

○高知市文化財保護審議会委員の解嘱について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	学校教育課長	野 村 能 教
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	スポーツ振興課長	池 内 章
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	少年補導センター所長	澤 本 光 男
	教育研究所長	多 田 美奈子
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由紀子

6 欠席委員

4 番委員 野 並 誠 二

- 1 平成 27 年 4 月 27 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分
（たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

谷委員長

ただいまから、第 1147 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、松原教育長、お願いいたします。

松原教育長

はい。

谷委員長

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 33 号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課の池内です。スポーツ推進審議会委員の一部交代についてご審議をお願いします。平成 26 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までの 2 年間の任期で 13 名の委員の委嘱をしておりますが、その中で高知県高等学校体育連盟高知支部長職にありますが谷岡委員が今回の連盟の役員改正により退任されまして、松木さんが新たに高知県高等学校体育連盟高知支部長に就任されましたことに伴いまして、今回高知市スポーツ推進審議会委員としてそれぞれ解嘱と委嘱を行うものです。以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、日程第 2 市教委第 33 号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 33 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 34 号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育研究所長

教育研究所の多田です。平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までということで、高知市教育研究所の諮問機関として高知市教育研究所運営委員会委員として 12 名の方に委嘱するという事でお諮りいたします。新任の方が 7 名ということで女性の比率は 50 パーセントとなっております。簡単ですけど、以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、採決に移ります。市教委第 34 号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 34 号は、原案のとおり決しました。次に、日程第 4 市教委第 35 号「高知市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育研究所長

教育研究所の多田です。先だっの教育委員会で、今までの高知市就学指導委員会の名称を高知市教育支援委員会に改める条例の改正を認めていただいたのですが、特別支援教育に関わって適切な就学支援を行うということで、また文部科学省から名称変更についての通知もあり高知市教育支援委員会に名称変更したものです。この委員会の委員につきましては委嘱期間が 2 年間ということで、平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までということで 15 名の方を委員として委嘱することについて、ご審議いただきたいと考えております。就学指導委員として指導していただいていた方もいますので、新任の方は 4 名の方、そして女性の比率は 53.3 パーセントとなっております。簡単ですけど、以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

松原教育長

例えば、会の名称が変わった時には、委員は継続して新任になるのですか。

橋本教育次長

高知市教育支援委員会については、元々、規則で定めていたものを条例化したもので、条例化に当たりましては、条例の附則の中で、これまでの委員会と同一性をもって存続するというように規定していますので、そういった意味では継続と新任という言い方になろうかと思えます。

谷委員長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、採決に移ります。市教委第 35 号「高知市教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 35 号は、原案のとおり決しました。次に、日程第 5 市教委第 36 号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

少年補導センター所長

少年補導センターの澤本でございます。先ほどの教育研究所と同じように条例化した高知市少年補導センター運営委員会の委員の委嘱をお願いしたいと思っております。任期は、平成27年5月7日から平成28年3月31日までということで、24名の方をお願いしたいと考えております。女性の委員は、充て職ということもあり、6番と20番の方の2名となっております。簡単ですが、説明は以上です。

谷委員長

質疑等はありませんか。

委員一同

【なし】

谷委員長

それでは、ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第36号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第36号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6 市教委第37号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱について」から日程第7 市教委第38号「平成28年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」について一括で審議いたします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。本年度は、中学校の教科書採択の年に当たっておりまして、中学校の9教科15種目について、教育委員会において採択をしていただきたいと思いますと考えております。まず、議案書の12ページをお開きください。高知地区教科用図書採択協議会委員名簿（案）について、今回、条例に基づき、これらの15名の委員を委嘱してよろしいかをお伺いしたいと思います。

次に、日程第7について別刷りで、「平成28年度高知地区中学校教科用図書の採択の仕組み」という資料をお手元にお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。まず、1ページをご覧ください。教科書採択の仕組みについてでございますが、本市は単独採択で高知採択地区となっておりますので、この採択の仕組みは、本市独自とすることができるようになっておりまして、この図にございますように、教育委員会から採択協議会に調査研究の諮問をいたします。

この採択協議会はこれまで、要綱により設置しておりましたが、本年度4月1日から地方自治法第138条の4に基づき、条例設置となっております。その条例につきましては、4ページに高知地区教科用図書採択協議会条例として載せてあります。調査結果につきましては、調査研究委員会から採択協議会に対して報告を受け、採択協議会では各種目3種を選定し、教育委員会に対して答申をし、教育委員会において採択をするという流れになっております。

次に、この資料の2ページをご覧ください。平成28年度使用高知地区中学校教科用図書調査研究方針（案）についてでございます。調査研究方針として4点を挙げております。昨年度までは、5点目に「印刷が鮮明であり、文字・紙質・製本などが適切であるか」という内容が加わってございましたが、もうすでに検定を受けた教科書であり、調査研究方針としては必要ないだろうということで、この4点を調査研究方針（案）として、今回ここにお示しをさせていただいたところでございます。この調査研究方針を基にしまして、各教科別にたてた調査研究方針に従って、調査を行うこととなります。

次に、学習指導要領の改訂と教科書採択の関連について少し説明させていただきます。現行の中学校の学習指導要領は、平成 21 年 4 月 1 日から数学、理科等を中心に経過措置として、内容を前倒しして実施をするとともに、平成 24 年 4 月から全面実施となっております。昨年度に行われました教科用図書検定では学習指導要領の解説や教科書検定基準が改正されて初めての検定でありましたが、9 教科の 104 点の教科書が合格となっております。平均ページ数は、平成 22 年度と比べてさらに 7 パーセント増となっております。詳しく見てみますと社会科の全教科書に竹島と尖閣諸島の記述が登場し、多くが固有の領土と記載するなど、領土に関する記述がほぼ倍増しております。また、東日本大震災について、社会科と保健体育、美術、家庭科で合格した教科書の 56 パーセントが記載をしておるところでございます。

今回の採択で最も重要なことは、高知市の子どもたちに確かな学力を定着させ、思考力、判断力、表現力等を育てていく構成となっているかというところでございます。こうしたことからこの調査研究方針をたてておりますが、この調査研究方針でよろしいかご検討をお願いします。

最後に、3 ページをご覧ください。平成 28 年度使用教科用図書の採択に係る調査研究についての諮問でございますが、先ほど申し上げましたように、教育委員会から採択協議会に、各種目について調査研究を行い、種目ごとに 3 種を選定するよう諮問してよろしいか伺いたいと思います。

あと 1 点、2 枚綴りの文部科学省の通知文について少し説明させていただきます。その 2 枚目の 3 の教科書採択方法の改善についての(2)の二段落目をご覧くださいと思います。読ませていただきます。「また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。」と記載されております。

本市の場合は、先ほど言いました条例で、3 種選定をするということを定めて、採択協議会から教育委員会に答申するということになっておりますけれども、あくまでも教科書採択は、この教育委員会で行うものでございますので、教育委員会ではその 3 種選定以外のものからも採択することができるということで、この教育委員会の場で教科書についても見ていただき、必要に応じて調査研究委員会の報告も見ていただいて、採択をお願いしたいと考えております。以上でございます。よろしくお願ひします。

谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

谷委員長

教育委員会で採択するということですね。

松原教育長

文部科学省は、3 種選定以外でも良い教科書があったら採択していいということを言っているのです。

西森委員

調査研究方針ですが、去年と比べて違うのは 5 番があるかないかというだけで、他は一緒ということですか。

学校教育課長

2 番が「思考力、判断力、表現力等を養うことができるよう配慮されているか」と記載をしておりますが、去年、教育委員会にお諮りした当初は、「表現力」が「想像力」となっておりましたが、ご意見をいただきまして、文部科学省の学習指導要領にも「表現力」になっておりましたので、「表現力」に変更させていただきました、その内容と同様となっております。

西森委員

3番の「配列」とありますが、配置、並べ方、項目立ての意味だと思いますが、「配列」という言葉が使われるのですか。

学校教育課長

学校教育課の野村です。いわゆる学習指導要領の中では、どの時期にどういうものをとすることは定められていませんので、教科書の出版会社によって特長があり、例えば数学の内容であってもどの出版会社もどの時期にどういった内容を行うといった、いわゆるどういう配列にするかは出版会社の特色ということになりますので、そういうところを生徒の心身の発達段階に即し、生徒が興味を持ち、自発的に学習できるように配慮されているかといったところが高知市の子どもたちにとって重要であると考え、調査研究方針に入れているところです。

西森委員

ありがとうございました。

谷委員長

他にはございませんか。

委員一同

【なし】

谷委員長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第37号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱について」から市教委第38号「平成28年度使用中学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第37号から市教委第38号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8 市教委第39号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。資料の14ページからとなりますが、16ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。現行の規則において、かがみ幼稚園に勤務いたします職員の勤務時間につきましては、第5条第1項で午前8時15分から午後5時まで、また、園の夏季休業日などの休業日の期間については、第2項におきまして、第1勤務者から第3勤務者の間で規定をしております。

今回の改正の内容につきましては、通年で勤務時間を第1勤務者から第3勤務者に改めるものでございます。改正の経過、目的といたしましては、かがみ幼稚園においては、通常の始業から就業までの時間以外に、午前8時から午前8時30分まで及び午後3時30分から午後6時までの間の延長保育を実施しております。現行の勤務時間は午前8時15分から午後5時までとなっております。午前7時45分から午前8時15分までと午後5時から午後6時までの時間帯につきましては、職員が恒常的に時間外勤務で対応している状況がございました。

今回、延長保育を円滑に実施することや延長保育実施時に職員が時間外勤務で対応する状況をなくし、職員の負担軽減を図ることを目的といたしまして、別途加配職員により、パートの臨時職員を配置するなどの勤務体制の見直しを図ることとしましたことから、今回、規則の一部改正を行うものでございます。私からは以上でございます。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、採決に移ります。日程第8 市教委第39号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よつて、市教委第39号は、原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第40号「高知商業高等学校定時制教員に係る措置について」を議題とします。この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よつて、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

谷委員長

秘密会を解きます。

続いて報告事項です。「高知市文化財保護審議会委員の解嘱について」を、事務局から説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。19ページになりますが、高知市文化財保護審議会委員の中で天然記念物(植物)の分野のご専門ということで、牧野植物園の教育普及課の田中課長に委員をお願いしておったところでございますが、今般、田中課長が高知を離れられたということで解嘱いたしました。次のご専門の委員につきましては牧野植物園と協議中でございますので、また改めて委嘱の審議をお願いすることとなる予定でございます。以上です。

谷委員長

この件に関しては、よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

署 名

委員長 _____

5番委員 _____